

平成16年度

包括外部監査結果報告書

第1部 少子高齢化対策事業に関する財務事務の執行について

第2部 高松市民病院の管理運営について

高松市包括外部監査人 鍋嶋 明人

第1部 少子高齢化対策事業に関する財務事務の執行について

第1部 少子高齢化対策事業に関する財務事務の執行について

目次

I. 外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件（監査テーマ）	1
(1) 外部監査の対象	1
(2) 監査対象期間	1
3. 特定の事件（監査テーマ）を選定した理由	1
4. 外部監査の方法（監査要点及び実施した主な監査手続）	2
(1) 少子化対策事業	2
(2) 高齢化対策事業	3
5. 外部監査の実施期間	5
6. 外部監査人補助者の資格と人数	5
7. 利害関係	5
II. 少子高齢化対策事業の概要	6
1. 少子高齢化の進行	6
(1) 高松市の少子高齢化の進行状況	6
(2) 児童福祉費（決算額）の推移	7
(3) 老人福祉費（決算額）の推移	9
2. 少子化対策事業	10
(1) 保育所事業	10
(2) 幼稚園事業	15
(3) 児童手当及び児童扶養手当	18
3. 高齢化対策事業	19
(1) 介護保険事業	19
(2) 軽費老人ホーム事務費補助事業	22

(3) 老人保護措置事業	22
(4) 老人福祉施設等整備費補助事業	23
III. 監査結果	24
1. 保育所事業	24
(1) 保育料の算定誤りについて	24
(2) 児童手当交付金に係る事業実績報告誤りについて	25
IV. 監査結果に添えて提出する意見	27
1. 保育所事業	27
(1) 入所手続について	27
(2) 保育料チェック・システムについて	28
(3) 保育料の滞納管理について	29
(4) 地域組織活動費補助金に関する実績報告について	29
(5) 他自治体への委託保育について	30
(6) 延長保育に係る収支決算書について	30
(7) 延長保育の時間当たり補助率について	31
(8) 延長保育降所時間記録表の記載方法について	32
(9) 公立保育所の今後のあり方について	33
2. 幼稚園事業	37
(1) 市立幼稚園の収支状況の推移	37
(2) 市立幼稚園と私立幼稚園の収支比較	38
(3) 市立幼稚園の園別収支の状況	41
(4) 市立幼稚園の今後のあり方について	42
3. 介護保険事業	43
(1) 介護サービス事業者への指導・監査体制について	43
(2) 高額介護サービス費の支給手続について	45
(3) 介護保険料の滞納について	45
(4) 介護保険の苦情処理業務について	47

4. 軽費老人ホーム事務費補助事業.....	48
(1) 軽費老人ホーム事務費補助金に関する指導監査について.....	48

1. 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法（以下「法」という。）第 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件（監査テーマ）

(1) 外部監査の対象

少子高齢化対策事業に関する財務事務の執行について

(2) 監査対象期間

原則として平成 15 年度（必要に応じて，過年度及び平成 16 年度についても対象とした。）

3. 特定の事件（監査テーマ）を選定した理由

近年，高松市の人口は著しい増減はないものの，その年齢区分別構成割合を見た場合，年少人口の構成割合が減少するとともに，老年人口の構成割合が増加傾向にあり，少子高齢化が進んでいる。高齢者福祉のための歳出は，すでに市の財政に対して大きな割合を占めており，高齢化の進行に伴い今後も増加すると見込まれている。他方でその長期的な解決を図るための少子化対策への歳出も必要不可欠なものとなっている。

少子高齢化は，高松市の今後の財政のみならず，市民の直接的な負担額にも重要な影響を与えるものであり，これへの対策事業は市民にとっては重大な関心事である。そこで，少子高齢化対策事業に関する財務事務の執行を特定の事件として選定した。

4. 外部監査の方法（監査要点及び実施した主な監査手続）

少子化対策事業としては児童福祉事業（保育所事業，児童手当，児童扶養手当等）及び幼稚園事業を，高齢化対策事業としては介護保険事業，軽費老人ホーム事務費補助事業，老人保護措置事業及び老人福祉施設等整備費補助事業を監査対象事業とし，これら事業の事務が法令等に準拠して適正かつ公正に執行され，さらに効率的・効果的に運用されているか否かという視点から，以下の各事業の監査要点に対して必要と認められた監査手続を実施した。

(1) 少子化対策事業

保育所事業

(a) 高松市の保育所事業に係る分析

保育所事業の概要を把握するため，関連数値の比較分析を実施した。

(b) 保育所事業に係る事務手続の把握

関連資料の閲覧及び担当者への質問を実施した。

(c) 保育所事業に係る事務執行の妥当性

入所手続，保育料徴収手続及び私立保育所助成金等の支払手続に関する事務について，サンプルを抽出して検討したほか，一部の市立（3カ所），私立（4カ所）保育所に出向き，それらの事務執行の妥当性（合規性，経済性，効率性等）を検討した。

幼稚園事業

(a) 高松市の幼稚園事業に係る分析

幼稚園事業の概要を把握するため，関連数値の比較分析を実施した。

(b) 幼稚園事業に係る事務手続の把握

関連資料の閲覧及び担当者への質問を実施した。

(c) 幼稚園事業に係る事務執行の妥当性

入所手続，授業料徴収及び私立幼稚園就園奨励費等補助金の支払手続に関する事務について，サンプルを抽出して検討したほか，一部の市立幼稚園（4カ所）に出向き，それらの事務執行の妥当性（合規性，経済性，効率性等）を検討した。

児童手当及び児童扶養手当

(a) 高松市の児童手当及び児童扶養手当に係る分析

児童手当及び児童扶養手当の概要を把握するため、関連数値の比較分析を実施した。

(b) 児童手当及び児童扶養手当に係る事務手続の把握

関連資料の閲覧及び担当者への質問を実施した。

(c) 児童手当及び児童扶養手当に係る事務手続の妥当性

児童手当及び児童扶養手当の給付手続に関する事務について、サンプルを抽出し、それらの事務執行の妥当性（合規性、経済性、効率性等）を検討した。

(2) 高齢化対策事業

介護保険事業

(a) 高松市の介護保険事業に係る分析

介護保険事業の概要を把握するため、関連数値の比較分析を実施した。

(b) 介護保険事業に係る事務手続の把握

関連資料の閲覧及び担当者への質問を実施した。

(c) 介護保険事業に係る事務執行の妥当性

介護保険に係る申請手続，保険料収入，国庫・県負担金収入及び介護給付費等支出手続に関する事務について，サンプルを抽出して検討したほか，一部の関連施設（3カ所）に出向き，それらの事務執行の妥当性（合規性，経済性，効率性等）を検討した。

軽費老人ホーム事務費補助事業

(a) 高松市の軽費老人ホーム事務費補助事業に係る分析

軽費老人ホーム事務費補助事業の概要を把握するため，関連数値の比較分析を実施した。

(b) 軽費老人ホーム事務費補助事業に係る事務手続の把握

関連資料の閲覧及び担当者への質問を実施した。

(c) 軽費老人ホーム事務費補助事業に係る事務執行の妥当性

軽費老人ホーム事務費補助事業に関する事務についてサンプルを抽出して検討したほか、一部の関連施設（1カ所）に出向き、当該補助事業に関する事務執行の妥当性（法規性、経済性、効率性等）を検討した。

老人保護措置事業

(a) 高松市の老人保護措置事業に係る分析

老人保護措置事業の概要を把握するため、関連数値の比較分析を実施した。

(b) 老人保護措置事業に係る事務手続の把握

関連資料の閲覧及び担当者への質問を実施した。

(c) 老人保護措置事業に係る事務執行の妥当性

老人保護措置事業に関する事務についてサンプルを抽出して検討し、それらの事務執行の妥当性（法規性、経済性、効率性等）を検討した。

老人福祉施設等整備費補助事業

(a) 高松市の老人福祉施設等整備費補助事業に係る分析

老人福祉施設等整備費補助事業の概要を把握するため、関連数値の比較分析を実施した。

(b) 老人福祉施設等整備費補助事業に係る事務手続の把握

関連資料の閲覧及び担当者への質問を実施した。

(c) 老人福祉施設等整備費補助事業に係る事務執行の妥当性

老人福祉施設等整備費補助事業に関する事務についてサンプルを抽出して検討したほか、一部の関連施設（2カ所）に出向き、それらの事務執行の妥当性（法規性、経済性、効率性等）を検討した。

5. 外部監査の実施期間

平成 16 年 6 月 25 日から平成 17 年 1 月 31 日まで

6. 外部監査人補助者の資格と人数

公認会計士 5 名

弁護士 1 名

税理士 1 名

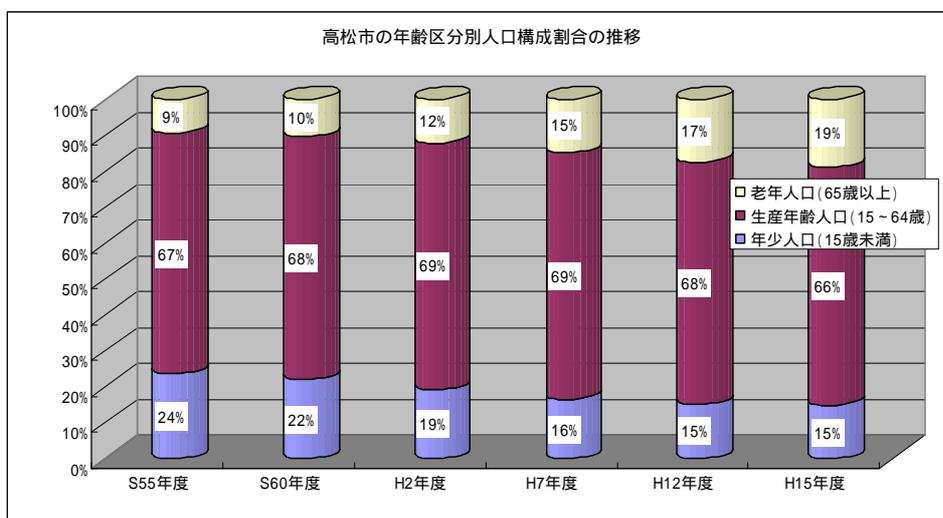
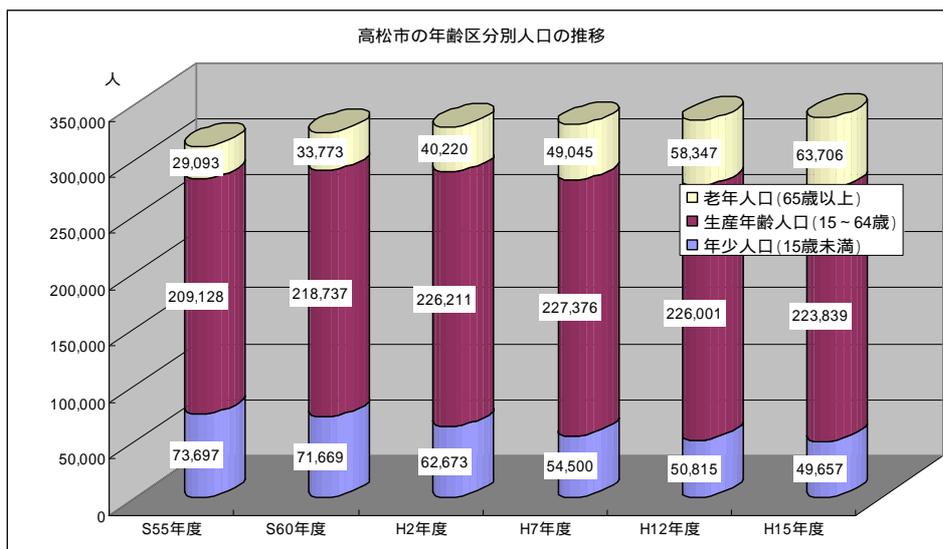
7. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

II. 少子高齢化対策事業の概要

1. 少子高齢化の進行

(1) 高松市の少子高齢化の進行状況



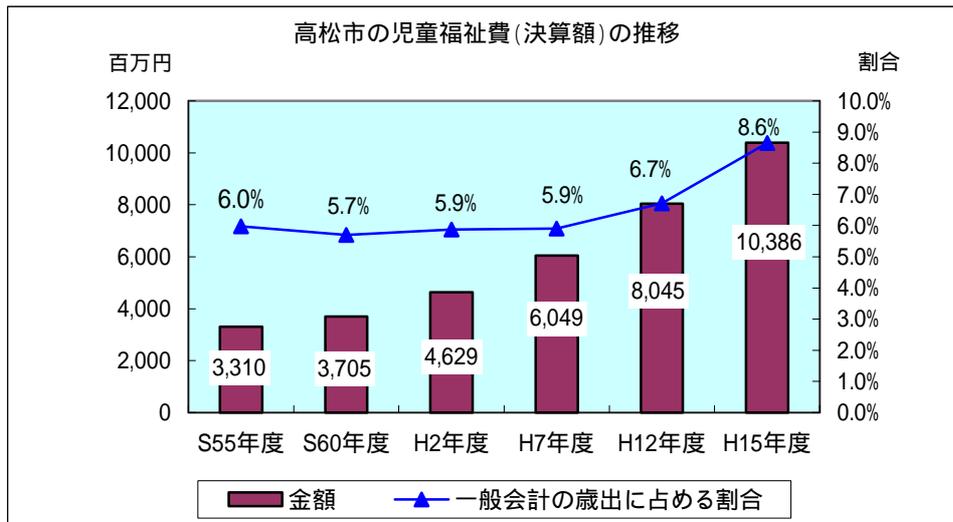
(注) 上表は、「高松市統計年報」に基づき作成した。

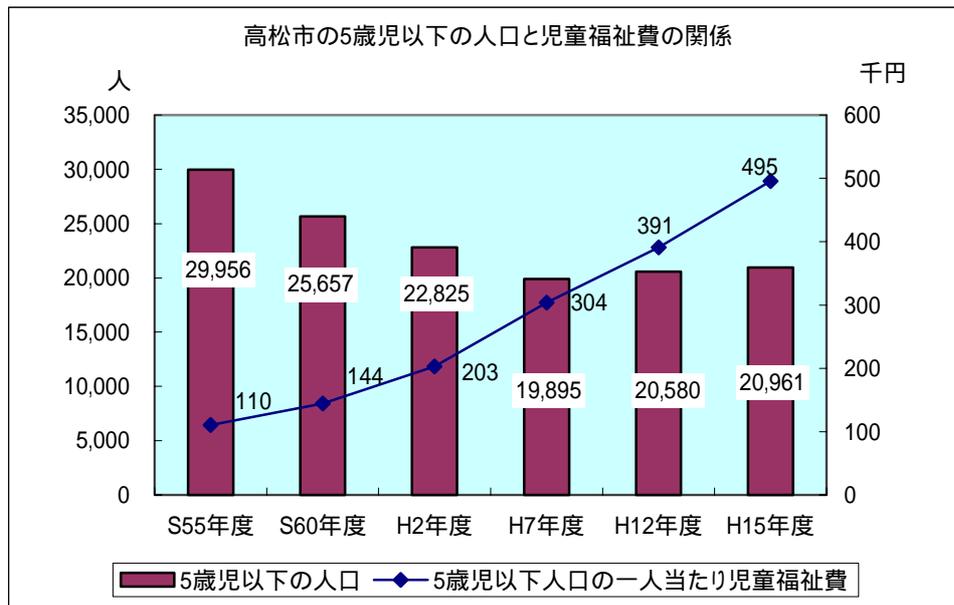
平成 15 年度における高松市の人口は、昭和 55 年度に比べて 8% 増加しているが、その内訳は、年少人口 33% 減少、生産年齢人口 7% 増加、老年人口 119% 増加となっており、年少人口の減少と老年人口の著しい増加で少子高齢化が進んで

いる。なお、高松市の少子高齢化の進行状況及び現状は、以下の全国平均値とほぼ同じ水準となっている。

- ・昭和 55 年度～平成 15 年度における全国人口増加割合 9%
- ・昭和 55 年度～平成 15 年度における全国年少人口減少率 35%
- ・昭和 55 年度～平成 15 年度における全国生産年齢人口増加率 8%
- ・昭和 55 年度～平成 15 年度における全国老年人口増加率 118%
- ・平成 15 年度の年少人口の全国割合 14%
- ・平成 15 年度の生産年齢人口の全国割合 67%
- ・平成 15 年度の老年人口の全国割合 19%

(2) 児童福祉費（決算額）の推移

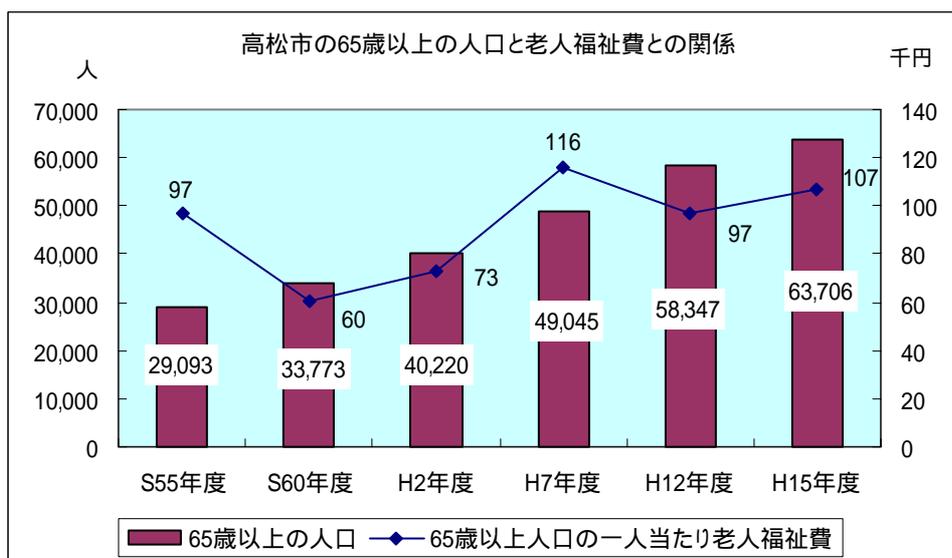
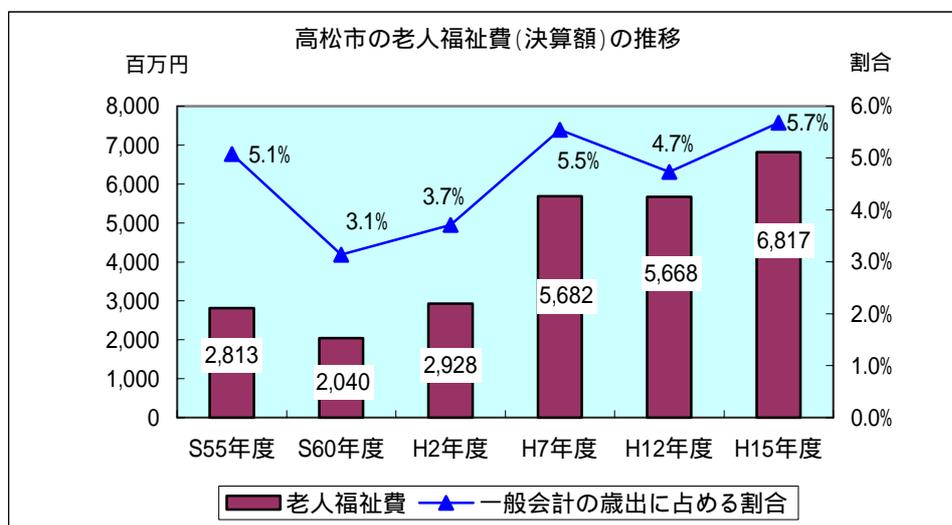




平成 15 年度における高松市の児童福祉費は、昭和 55 年度に比べて 70 億 76 百万円増加（増加率 213.7%）しており、一般会計の歳出に占める割合も上昇傾向にある。児童福祉費の増加は、主に保育所費の増加であり、共働き家庭の増加に伴って保育所の受入児童数が増加していることが要因である。

また、平成 15 年度における 5 歳児以下の人口は昭和 55 年度に比べて 30.0%減少しているものの、5 歳児以下人口の一人当たり児童福祉費は 350.0%増加している。これは、平成 12 年度に児童手当法改正による就学前特例給付の支給が行われるようになったことや、平成 14 年度に児童扶養手当の支給が香川県から高松市へ移管されたことによるものである。

(3) 老人福祉費（決算額）の推移



平成 15 年度における高松市の老人福祉費は、昭和 55 年度に比べて 40 億 4 百万円増加（増加率 142.3%）している。一般会計の歳出に占める割合は昭和 60 年代以降から高齢化の進行により増加傾向にあったが、平成 12 年度に介護保険制度が導入され、高齢者介護に係る支出が介護保険事業特別会計で計上されるようになったため、その増加が緩やかとなっている。老年人口の一人当たり老人福祉費には著しい増加はなく、老人福祉費の増加は老年人口の増加によるものである。

2. 少子化対策事業

高松市の主要な少子化対策事業は、以下のものがある。

(1) 保育所事業

保育所事業に係る歳出（保育所費）及びその財源の推移は、以下のとおりである。

(単位：百万円)

摘 要	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度
児童福祉費(保育所費)					
保育所費					
報酬	285	317	359	450	488
給料	1,215	1,219	1,229	1,224	1,194
職員手当等	604	587	589	552	530
共済費	261	272	287	301	296
賃金	85	97	110	104	102
報償費	17	18	18	19	20
旅費	7	7	6	6	5
需用費	315	315	318	314	335
役務費	13	10	8	6	7
委託料	2,818	2,795	2,878	2,899	2,850
使用料及び賃借料	4	4	5	4	4
工事請負費	46	27	33	27	24
原材料費	0	0	0	0	0
備品購入費	9	9	8	7	6
負担金、補助及び交付金	88	313	197	198	193
扶助費	2	2	2	0	0
保育所費合計	5,772	5,992	6,048	6,112	6,053
財源内訳					
特定財源					
国庫支出金	1,347	1,392	1,349	1,655	1,967
県支出金	2	0	0	0	0
保育料(利用者負担額)	1,340	1,288	1,446	1,443	1,460
その他収入	12	22	25	26	27
特定財源合計	2,701	2,703	2,819	3,123	3,454
一般財源	3,071	3,289	3,229	2,988	2,598
(一般財源の比率)	53%	55%	53%	49%	43%
財源合計	5,772	5,992	6,048	6,112	6,053

(注) 上表は、「歳入歳出決算事項別明細書」に基づき作成した。

保育所費は、平成14年度まで増加傾向であったが、平成15年度は給与水準の引き下げに伴う人件費の減少により若干減少している。なお、保育所費のほぼ半分を占める委託料の大部分は、私立保育所運営(委託)費である。

保育所費の財源は、保護者が負担する保育料で4分の1ほど賄い、残り4分の

3 ほどは国と高松市が負担している。なお、平成 14 年度及び平成 15 年度で高松市の一般財源の比率が減少しているが、これは国庫支出金による財源措置が翌年度にずれ込んだためであり、それを考慮すれば一般財源の比率は平成 13 年度から横ばい状態である。

保育所の運営

保育所は、親の就労や疾病などの事情により家庭で保育することができない乳幼児を保育する施設であり、子供の健全な心身の発達を図るとともに、就労形態の多様化に対応した延長保育、夜間保育、休日保育、子育て家庭に対する相談支援、専業主婦等の育児疲れ解消等のための一時保育等を実施している。

近年、わが国では前述したとおり少子化が急速に進行しており、共働きの家庭の増加などもあり、少子化対策が喫緊の重要な課題となっている。それを受けて、平成 17 年度の政府予算財務省原案でも、保育所入所児童数の拡大（5 万人増）などに伴う保育所の運営費に 2,800 億円を振り向け、前年度比 5% 増の予算としており、今後、保育所事業に関する歳出の増加が予想される。

高松市でも、次表のとおり保育所入所率（高松市の 5 歳児以下人口に占める保育所入所児童数）は、年々増加傾向であり、平成 16 年 4 月 1 日現在では 30.1% とほぼ 3 人に 1 人は保育所を利用していることになる。

・ 高松市における保育所入所率

年 度	5歳児以下人口 人	入所園児数 人	保育所入所率
平成 7年	19,895	4,751	23.9%
平成 8年	19,789	4,846	24.5%
平成 9年	19,835	5,000	25.2%
平成10年	19,836	5,174	26.1%
平成11年	20,257	5,260	26.0%
平成12年	20,580	5,414	26.3%
平成13年	20,483	5,592	27.3%
平成14年	20,585	5,874	28.5%
平成15年	20,961	6,049	28.9%
平成16年	20,875	6,273	30.1%

(注) 上表は、高松市から入手した資料に基づき作成しており、数値は各年度の 4 月 1 日現在のものである。

保育所施設の状況

高松市における保育所施設は、平成16年4月1日現在、56施設（公立31、私立25）で、入所定員は6,100人である。なお、公立のうち2施設は、現在休止状態であるため、実質的に稼働している公立保育所は29施設である。なお、上記25施設の私立保育所は、高松市の認可保育所であり、公立保育所と同額の保育料を高松市が一括して保護者より徴収するとともに、高松市は私立保育所の運営に必要な費用について、国の基準単価に応じた委託料及び補助金を私立保育所に支給している。また、私立保育所の施設整備費については、整備事業費の一部を国と自治体が補助金として支給している。

高松市における公立及び私立保育所の概要は、以下のとおりである。

< 公立保育所 >

(平成16年4月1日現在)

施設名	定員 (人)	現員 (人)	設置認可 年 月 (昭和)	建築延床 面積(m ²)	職 員 数 (人)					合計
					所長	保育士		調理員		
						正規	嘱託	正規	嘱託	
瀬戸内	120	96	23.5	864.70	1	6	5	2	1	15
扇町	150	167	28.6	1,107.22	1	13	10	2	1	27
中野	140	155	25.4	1,028.52	1	12	11	2	1	27
宮脇	50	33	54.4	582.56	1	3	1	1	1	7
花園	80	83	26.4	649.81	1	6	5	1	1	14
花ノ宮	80	89	33.4	540.95	1	4	6	1	1	13
松島	120	106	37.4	670.76	1	8	7	2	1	19
福岡	60	69	44.4	555.43	1	4	6	1	1	13
桜町	190	170	49.4	1,122.12	1	15	7	2	2	27
城東	140	139	50.4	1,167.65	1	10	11	2	1	25
田村	70	46	23.5	743.47	1	6	6	2	1	16
鶴尾	50	31	23.5	360.75	1	4	4	1	1	11
太田	120	137	31.9	638.62	1	12	7	2	1	23
木太	150	157	23.5	698.71	1	11	8	2	1	23
古高松	190	188	25.9	1,117.99	1	13	10	2	2	28
屋島	120	134	25.5	698.92	1	11	8	2	1	23
下笠居西部	30	25	31.9	315.89	1	1	2	1	1	6

下笠居中央	60	64	26.4	364.17	1	4	4	1	1	11
下笠居東部	50	54	27.6	315.31	1	4	3	1	1	10
香 西	190	211	27.6	1,089.92	1	15	12	2	2	32
弦 打	120	134	27.6	540.46	1	10	7	2	1	21
鬼 無	110	120	23.11	704.21	1	8	7	2		18
三 谷	85	94	27.4	544.49	1	6	5	1	1	14
多 肥	120	120	30.6	540.89	1	7	5	2	1	16
林	110	122	29.4	735.11	1	8	6	2		17
女 木	5		29.4	249.58						
男 木	5		51.4	123.40						
川 島	170	160	24.1	981.51	1	11	10	2	1	25
十 河	120	118	26.4	704.30	1	6	6	2	1	16
西 植 田	60	50	27.6	567.84	1	3	3	1	1	9
東 植 田	30	21	26.4	360.74	1	1	2	1	1	6
計	3,095	3,093			29	222	184	47	30	512

< 私立保育所 >

(平成 16 年 4 月 1 日現在)

施 設 名	定員 (人)	現員 (人)	設 置 認 可 年 月 (昭 和)	建 築 延 床 面 積 (㎡)	職 員 数 (人)							合 計
					所 長	保 育 士		調 理 員		事 務 員 等		
						正 規	嘱 託	正 規	嘱 託	正 規	嘱 託	
高 松	230	246	23.5	915.55	1	33	4	4		1		43
こぶし花園	45	49	50.5	446.29	1	13	3	1	1			19
敬 愛	150	145	27.4	753.26	1	21	2	3	1	1		29
平 安	120	114	51.4	955.03	1	15	2	2		1		21
勅使百華	230	245	26.4	1,529.15	1	30	7	3	3	2		46
西 春 日	120	120	50.3	983.11	1	19		2		1		23
太 田 西	120	120	51.4	619.08	1	18	3	2	2	2		28
こぶし中央	90	104	52.4	875.67	1	16	5	2	1	1		26
春 日	110	127	50.4	538.71	1	23	6	3		3	1	37
あすなろ	180	186	52.4	678.19	1	28		3	1	2	2	37
西 光 寺	90	104	25.9	621.00	1	14	4	3		3		25
川 添	120	125	45.4	1,217.25	1	18		2				21
相 愛	60	66	43.3	615.86	1	12		2		1	1	17
カ ナ ン	90	104	42.7	866.86	1	21		3		1		26
高 松 南	150	155	48.3	626.29	1	22		3				26

和光	90	98	50.8	426.43	1	17		2		2		22
円座百華	230	261	42.10	1,582.83	1	31	2	3	2	2	1	42
高松西	120	128	52.3	742.03	1	19		2		1		23
若葉	120	129	48.10	989.41	1	15	3	2		2		23
白樺	120	135	53.4	542.05	1	18	4	2	2	2		29
松福	120	133	54.3	695.50	1	20	2	2	2	2		29
さくらんぼ	60	65	54.3	395.40	1	9	4	2				16
すみれ	90	104	55.4	475.40	1	15		2		1		19
高松第二	30	35	H元.4	240.09	1	10	6	1	1	1		20
今里	120	82	H16.4	1,128.38	1	14		2				17
計	3,005	3,180			25	471	57	58	16	32	5	664
公立・私立 保育所合計	6,100	6,273			54	693	241	105	46	32	5	1,176

(注)上表は、高松市の「保健・福祉の概要」に基づき作成しており、職員数の内、正規は正規職員、嘱託は非常勤嘱託職員である。

(2) 幼稚園事業

幼稚園事業に係る歳出（幼稚園費）及び財源の推移は、以下のとおりである。

(単位：百万円)

摘 要	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度
教育費(幼稚園費)					
幼稚園費					
報酬	110	108	118	137	157
給料	304	312	317	312	283
職員手当等	157	157	159	150	137
共済費	102	99	100	100	93
賃金	2	2	1	1	1
報償費	0	0	0	0	0
旅費	3	3	3	2	1
需用費	28	26	26	25	26
役務費	4	4	4	4	4
委託料	20	21	20	22	22
使用料及び賃借料	3	2	2	2	2
工事請負費	31	36	20	6	4
原材料費	1	1	0	0	0
備品購入費	8	13	7	8	7
負担金、補助及び交付金	256	405	272	283	289
幼稚園費合計	1,030	1,188	1,048	1,053	1,027
財源内訳					
特定財源					
国庫支出金	51	54	57	59	59
県支出金	0		2	6	9
分担金及び負担金	0	0	0	0	0
使用料(利用者負担額)	108	110	115	121	126
特定財源合計	159	164	175	187	195
一般財源	871	1,024	873	866	832
(一般財源の比率)	85%	86%	83%	82%	81%
財源合計	1,030	1,188	1,048	1,053	1,027

(注) 上表は、「歳入歳出決算事項別明細書」に基づき作成した。

市立幼稚園の運営

高松市は、平成15年度末において市立幼稚園18園を運営している。市立幼稚園は、より多くの市民が幼稚園教育を受けることができるように、私立幼稚園に比べて授業料が低く設定されている。負担金、補助及び交付金を除く幼稚園費が、市立幼稚園の運営に係る支出であり、その財源は保護者が負担する使用料(授業料)及び一般会計により賄われている。平成14年度に授業料が月額5,700円から

5,900 円へ引き上げられているため、一般財源の負担比率は低下している。

平成 16 年 5 月 1 日現在における市立幼稚園は、以下のとおりである。

< 市立幼稚園 >

(平成 16 年 5 月 1 日現在)

園名	定員 (人)	現員 (人)	創立 年月 (昭和)	園舎 面積 (㎡)	園長(人)		職員(人)			計 (人)
					本 務	嘱 託	教 諭	講 師	用 務 員	
前田	140	52	28.8	691		1	3		1	5
川添	280	150	28.4	983	1		4	3		8
林	140	139	29.4	771	1		3	4		8
三溪	105	104	29.4	453	1		2	3		6
香西	210	166	3.4	958	1		4	4	1	10
一宮	175	129	26.9	804	1		4	4		9
多肥	105	105	27.5	620		1	2	3		6
川岡	105	40	27.4	481	1		2	2		5
円座	105	100	27.4	571		1	2	3		6
檀紙	105	60	26.4	566	1		2	2		5
弦打	105	94	25.4	546	1		2	3		6
鬼無	105	54	8.4	593		1	2	2		5
下笠居	140	59	31.4	667	1		2	2		5
木太	245	240	51.4	1,007	1		5	4	1	11
山田	105	105	52.4	531	1		2	3		6
檀浦	105	93	53.4	444	1		2	3		6
春日	105	97	55.4	501		1	2	2	1	6
木太北部	210	204	56.4	889	1		4	4	1	10
計	2,590	1,991		12,076	13	5	49	51	5	123

(注) 上表は、「市政概況」に基づき作成した。

また、高松市には市立幼稚園のほかに私立幼稚園 26 園がある。平成 15 年度における私立幼稚園児の現員数は 4,594 人であり、就園児童数に対する構成比は市立：私立では 3：7 となっており、私立幼稚園へ就園する割合が多くなっている。これは私立幼稚園の園数・定員数が多く、人口の多い高松市街地に多く設立されていることもあるが、私立幼稚園では共働き家庭にとって便利である園児の送迎バス、延長保育、給食等の市立幼稚園にはないサービスを行って

いることも大きな要因と考えられる。

他方で、市立幼稚園は、旧市外の各町村が設置していた公立幼稚園が市町村合併に伴い市立幼稚園となったものが多く、この結果、高松市郊外に多く所在している。上記の市立幼稚園のうち、木太、山田、檀浦、春日及び木太北部は、地区住民等からの要望や周辺世帯の増加等に対応して昭和 50 年代に高松市が設置したものであるが、これら 5 園以外は市町村合併により市立幼稚園となったものであり、人口の少ない地域に設置されている幼稚園が多い。しかし、近年は 3 年保育の実施や授業料が安いこと等により、市立幼稚園の就園率が若干増加傾向にある。

私立幼稚園就園家庭に対する補助金等の給付

幼稚園教育の振興と少子化対策の一環として、私立幼稚園に児童を通園させている家庭に対し、保育料（授業料）にかかる以下の補助を行い、保護者への経済的負担の軽減を図っている。幼稚園費のうち負担金、補助及び交付金が補助金等の給付額であり、その財源は国庫支出金及び一般財源により賄われている。

(a) 就園奨励費補助金

国庫補助事業であり、市民税非課税世帯及び市民税所得割額が 102,100 円以下の世帯が対象であり、その納付額に応じて補助金の支給を行っている。当該補助金の国の負担割合は 3 分の 1 であり、残る 3 分の 2 を高松市が負担している。

(b) 就園費補助金

高松市の単独事業であり、就園奨励費補助金に該当しない世帯（市民税所得割額が 102,100 円を超える世帯）に対して、年額 27,600 円を支給するものである。

(c) 第 3 子以降園児保育料等補助金

高松市の単独事業であり、18 歳未満の児童を 3 人以上養育し、そのうち 3 番目以降の児童を私立幼稚園に通園させている世帯に対して、市民税所得割額に応じて補助金の支給を行うものである。

(3) 児童手当及び児童扶養手当

児童手当

児童を養育している者に、児童手当を支給することにより、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成と、資質の向上を図ることを目的とし、児童手当の制度がある。児童手当は、支給対象年齢及び所得要件により、児童手当、児童手当特別給付及び就学前特例給付からなる。支給額は主として国が負担しているが、一部を香川県及び高松市が負担している。

・ 児童手当等の推移 (単位: 百万円)

区 分	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度
児童手当	182	228	385	466	475
児童手当特別給付	225	224	134	80	82
就学前特例給付		84	102	111	112
合計	407	536	621	657	669

(注) 上表は、高松市の「保健・福祉の概要」に基づき作成した。

児童手当は、3歳未満の児童を養育する一定の所得金額未満の者に対して支給される。平成13年度における所得制限の緩和及び不景気による所得の低下により支給対象者数が増加したため、支給額が増加している。児童手当特別給付は、児童手当の所得要件により児童手当を受けられない者に対して支給されるものであり、上記の児童手当の所得要件の緩和により児童手当にシフトしたため、平成13年度から減少している。就学前特例給付は、平成12年度に新たに設けられたものであり、3歳以上義務教育就学前の児童を養育している者に支給される。

児童扶養手当

父親と生計を同じくしていない母子家庭等に児童扶養手当を支給することにより、その生活の安定と自立を促進し、児童の福祉の増進を図ることを目的とした制度である。支給額は国が4分の3、県が4分の1を負担しており、市の負担はない。

3. 高齢化対策事業

高松市の主要な高齢化対策事業は、以下のものがある。

(1) 介護保険事業

介護保険制度は、高齢社会の進展に伴い最大の不安要因となっている高齢者介護について、老人福祉法と老人保健法の異なる制度に基づいて提供されていた高齢者介護サービスを再編成し、国民の共同連帯の理念に基づき、給付と負担の関係が明確な社会保険方式により、社会全体で支える新たな仕組みとして創設されたものであり、平成 12 年度より制度導入されている。

介護保険の被保険者は 40 歳以上の人であり、第 1 号被保険者（65 歳以上の人）及び第 2 号被保険者（40 歳以上 65 歳未満の人）からなる。介護保険のサービスを利用した場合、原則としてかかった費用の 1 割を利用者が直接、サービス事業者に支払い、残りの 9 割をサービス事業者が保険料として支払う。利用者負担を除く保険給付費は、その約半分が公費（国約 25.0%、県 12.5%、市 12.5%）で、残り約半分が被保険者の保険料（第 1 号被保険者約 18.0%、第 2 号被保険者 32.0%）で賄われている。介護保険事業に係る収支は、介護保険事業特別会計で計上されている。

< 介護保険事業特別会計の推移 >

・歳入

(単位：百万円)

項	目	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度
介護保険料	第1号被保険者保険料	591	1,802	2,444	2,581
支払基金交付金	介護給付費交付金	2,951	3,500	4,250	4,493
手数料	督促手数料	0	1	1	1
国庫負担金	介護給付費負担金	1,882	2,256	2,523	2,804
国庫補助金	調整交付金	407	526	618	740
	介護認定事務費交付金	79	87	107	115
	介護保険事業費補助金	-	8	4	-
県負担金	介護給付費負担金	1,140	1,410	1,687	1,732
県補助金	総務費県補助金	38	37	-	-
財産運用収入	利子及び配当金	-	1	0	1
一般会計繰入金	一般会計繰入金	1,496	1,832	2,006	2,173
基金繰入金	介護保険円滑導入基金繰入金	1,756	600	-	-
繰越金	繰越金	-	454	273	304
延滞金、加算金及び過料	第1号被保険者延滞金	-	-	0	0
	加算金	-	-	1	0
雑入	第三者納付金	-	0	-	-
	返納金	-	0	0	1
	雑入	1	1	9	19
	歳入合計	10,342	12,515	13,923	14,964

(注) 上表は、「歳入歳出決算事項別明細書」に基づき作成した。

第1号被保険者の保険料は、制度導入時の国の特別対策により平成12年度から平成14年度までに段階的に上げられているため増加している。第2号被保険者の保険料である支払基金交付金、国の負担額である国庫負担金・補助金、県の負担額である県負担金は、介護給付費の一定割合が介護保険事業特別会計に歳入計上されるものであり、介護給付費の増加に伴いこれらも増加している。高松市の負担額である一般会計繰入金は、職員給与費等、介護認定事務費、介護給付費を賄うものであり、主に介護給付費の増加に伴い増加している。

・歳出

(単位：百万円)

項	目	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度
総務管理費	一般管理費	323	347	271	272
	連合会負担金	0	-	1	-
徴収費	賦課徴収費	47	54	35	36
介護認定審査会費	介護認定審査会費	140	130	157	188
認定調査費	認定調査費	46	52	58	59
介護サービス等諸費	居宅介護サービス等給付費	2,305	3,766	4,890	6,067
	居宅介護サービス計画等給付費	264	380	494	650
	施設介護サービス等給付費	5,917	6,801	7,179	7,048
	福祉用具購入費	11	22	27	28
	住宅改修費	35	76	116	120
	審査支払手数料	13	21	25	24
高額サービス費	高額介護サービス等費	34	61	74	82
財政安定化基金拠出金	財政安定化基金拠出金	67	67	67	15
基金積立金	介護保険事業財政調整基金積立金	684	226	172	47
償還金及び還付加算金	第1号被保険者保険料還付金	-	0	0	1
	償還金	-	239	54	87
	歳出合計	9,888	12,241	13,619	14,724

(注) 上表は、「歳入歳出決算事項別明細書」に基づき作成した。

介護サービス等諸費及び高額サービス費の給付件数は、以下のとおりである。

給付内容	年間利用件数(件)			
	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度
介護サービス等諸費				
居宅介護サービス等給付費	56,636	89,806	119,469	139,940
居宅介護サービス計画等給付費	35,847	49,625	67,431	78,723
施設介護サービス等給付費	19,783	22,633	23,770	23,925
福祉用具購入費	511	912	1,220	1,238
住宅改修費	323	687	1,002	1,061
高額サービス費				
高額介護サービス等費	5,894	10,559	12,800	14,259

(注) 上表は、「高松市の介護保険」に基づき作成した。

平成12年度の制度導入以後、高松市では「広報たかまつ」による制度内容の掲載、説明会の開催、インターネットやCATV等の活用などの積極的な広報活動を実施しており、介護サービスの利用件数は着実に伸びている。このため、介護給付費である介護サービス等諸費の額も年々増加しており、特に要介護状態区分が低い人の利用件数の急伸により、居宅介護サービス等給付費が著しく増加している。

(2) 軽費老人ホーム事務費補助事業

軽費老人ホームは、家庭で生活することが困難な高齢者(原則として60歳以上)が、低い料金で給食その他日常生活に必要な便宜を受けることができる施設である。軽費老人ホームは、利用対象者、利用料金、サービス内容、構造設備等によって、A型、B型、ケアハウスの3つの形態があるが、高松市にはケアハウスのみが整備されている。なお、それら軽費老人ホームは介護保険のサービス事業者にはならないが、介護保険が利用できる特定施設入所者生活介護事業者として指定された場合は介護保険の適用がある。

高松市は、ケアハウスの事務費について、利用者本人の所得に応じた自己負担を除き、高松市軽費老人ホーム事務費補助金交付要綱に基づき補助金(国が3分の1負担、平成16年度から一般財源化)を交付している。

下の表のとおり、施設数、利用者数及び事務費補助額は、増加傾向である。

・軽費老人ホーム事務費補助事業の推移

摘 要	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度
事務費補助額(百万円)	71	99	119	152	168
施設数(カ所)	4	6	7	10	10
利用者数(人)	85	158	203	276	300

(注)1.施設数・利用者数は各年度4月1日現在、事務費補助額は決算額である。

2.高松市は、中核市移行に伴い平成11年度より軽費老人ホーム事務費補助事業が香川県から移管された。

(3) 老人保護措置事業

この事業は、65歳以上で身体・精神・環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な高齢者を養護老人ホームへ入所させるものであり、老人ホームさぬき等に入所委託し、入所者の所得に応じた自己負担を除いた額を老人保護措置費(国が2分の1負担、平成17年度から一般財源化の予定)として支出している。

・老人保護措置事業の推移

摘 要	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度
老人保護措置費(百万円)	3,143	337	347	341	333
入所者数(人)					
養護老人ホーム	160	162	168	165	166
特別養護老人ホーム	834				

(注)入所者数は各年度4月1日現在,老人保護措置費は決算額である。

平成12年度から老人保護措置費が減少しているのは,特別養護老人ホームへの入所措置制度が介護保険制度における施設サービスへ移行したためである。

(4) 老人福祉施設等整備費補助事業

高松市は,平成11年度の中核市への移行に伴い,社会福祉法人等の設置する施設等に対し,国の要綱に基づく事業費の一部を助成する制度を開始し,施設入所者等の福祉の向上を図っており,高松市社会福祉施設等施設整備費及び設備整備費負担(補助)金交付要綱に基づき補助金(原則として国が3分の2負担)を交付している。このうち老人福祉施設の整備に対するものが老人福祉施設等整備費補助事業である。

・老人福祉施設等整備費補助事業の推移

摘 要	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度
老人福祉施設等整備費補助金(百万円)	708	1,945	453	1,441
件数(件)	5	7	1	3

(注)上表は,高松市の「保健・福祉の概要」に基づき作成した。

III. 監査結果

1. 保育所事業

(1) 保育料の算定誤りについて

保育料の算定方法

高松市における保育所の保育料は、保護者の所得税又は市民税に基づき 10 階層区分に分け、また、児童の年齢で、3 歳未満児、3 歳児、4 歳以上児に区分している。さらに、同一世帯での児童数、保育所園児数により減額しており、かなり複雑な計算を行っている。ちなみに、保育料は最低の無料から最高の 53,000 円（月額）までとかなりの開きがあるが、これは国の基準に若干、市独自の制度を加味したものである。

サンプル・テストの結果

そこで、平成 16 年度の保育料の算定についてサンプル・テストを実施した結果、月額保育料を 25,000 円とすべきところを誤って 16,000 円と計算し、徴収していたケースが 1 件あった。

これは、保護者より平成 15 年度市民税・県民税特別徴収税額の通知書が提出され、それによって保育料の算定を行ったが、誤って所得税があるにもかかわらず、所得税がなく市民税の所得割のある階層区分により算定したものである。

この点については、二つの手続上の問題がある。

一つは、平成 15 年分の源泉徴収票又は確定申告書（写し）を徴収し、平成 15 年分の所得税を基礎として保育料を算定すべきところを、平成 14 年分所得ベースである平成 15 年度市民税・県民税特別徴収税額の通知書（市民税・県民税は 1 年遅れの徴収になる。）に基づき算定していることである。

二つ目は、当該通知書は平成 14 年分所得ベースのものではあるが、所得税の存在が容易に判断でき、平成 15 年分についても所得税の存在を推定できるものであったことである。

保育料チェック・システムの改善について

当該保育料の算定誤りは、単純な事務ミスではなく、チェック・システムが

十分機能していなかったことに関係している。後述の「 」。監査結果に添えて提出する意見，1．保育所事業，(2)保育料チェック・システムについて」に記載のとおり，高松市では，保育料算定の正確性を確保するため，一部を除き市民税課データとシステムのマッチングさせている。しかし，当該事案は，上記意見にも記載したようにマッチングの対象から除かれたため，算定誤りが発見できなかったものである。

したがって，すべての保育料の正確性を確保し，公平な保育料を徴収するためには，すべての保育料をマッチングの対象とする必要がある。

<提言>

上記のとおり現行の保育料は，所得に応じた公平性を重視するあまり，最低の無料から最高の53,000円(月額)までとかなりの開きがあり，最高額の月額53,000円の保育料を支払う保護者は大きな負担を強いられている。受益者負担という観点からは，そのような現行制度に合理性が認められるが，少子化対策としては疑問が残る。少子化対策の実効性を上げるためには，所得の多寡にかかわらず保育料を低く抑えることが有効と考える。例えば，保育料を比較的低い水準に一本化し，所得の低い保護者に対しては子育て支援奨励金を支給することで負担を軽くすることも検討に値する。いずれにしても国の制度であり，高松市独自の対応には限界があるが，国全体での検討を働きかけることが望まれる。

わが国の生涯賃金は，高卒男子で2億8千万円，高卒女子で2億1千万円といわれているが，保育所での保育単価は0歳から6歳の6年間で，約6百万円弱(国の平均保育単価908千円×6年)である。全額を税金で賄っても，将来に対する安い投資である。

(2) 児童手当交付金に係る事業実績報告誤りについて

国に提出する児童手当交付金に係る事業実績報告に添付される児童手当交付金精算書と実際支給額に195千円の差異があった。これは，当該児童手当交付金精算書を作成する際に，資格喪失に基づく児童手当の返還部分の集計誤りによるも

のである。当該差異金額については、指摘後に香川県と協議し、県の負担部分とあわせて翌年度に精算し、最終的には実績で精算されるため実害はないが、このような単純ミスを防止するため、事務処理を適正に実施する必要がある。

また同様に、事業実績報告に添付される高松市一般会計歳入歳出決算書（見込）抄本は、上記児童手当交付金精算書の支出額と符合させる必要があるが、当初予算額を誤って記載しているため、符合していなかった。これらの資料は、決裁書に添付され関係者の承認を経たものであるが、誤りが発見されず、修正されていない。この誤りは、最終的には実績で精算されるため実害はないが、内部チェック体制（内部統制）が実質的に機能していなかったと考えられる。

IV. 監査結果に添えて提出する意見

1. 保育所事業

(1) 入所手続について

高松市における公立，私立（認可）保育所の入所児童の認定は，高松市が実施しているが，平成 15 年度の入所手続についてサンプルを抽出して検討した結果，以下のとおり保育所入所条件である保育に欠ける状況（保護者の就労，疾病，家庭支援等）のチェックに不十分な点が見られた。

保育所	サンプル数	勤務予定表 未提出	勤務証明書 未提出	医師の診断書又は身体障害 者手帳（写）等未提出
A 保育所	179	1	2	-
B 保育所	78	-	3	-
C 保育所	154	-	8	1
D 保育所	59	7	4	8
E 保育所	162	5	-	-
F 保育所	50	-	2	-
G 保育所	50	1	4	1
H 保育所	50	-	1	-

保育所は，保護者の就労，疾病，家庭支援等保育に欠ける家庭において，十分保育することができない児童を保護者の委託を受けて保育することが目的であり，保育所入所審査では保育に欠ける状況を具体的にチェックすることが重要である。高松市は，保育事業に多額の負担をしているが，今後の少子化対策の強化でさらに負担が増えることが見込まれ，また，待機児童（平成 16 年 3 月 1 日現在，98 名）の解消のためにも，より厳格で公平な入所手続が必要である。

また，具体的な対応としては，勤務予定表未提出あるいはそれを提出しても長期間にわたり勤務証明書を提出しない場合は，その事情等を調査し，退所処置も検討すべきである。さらに，勤務証明書の提出はあっても，税務申告の事実のない保護者については，勤務実態の調査も必要と考える。

< 提言 >

以上は、現行制度上での検討事項であるが、少子化対策の実効性を上げるためには、逆に保育に欠けるといふ入所条件を緩和することが有効と考える。最近の調査では、家で一人で子育てする専業主婦の方が共稼ぎ世帯より育児不安が強く、子供の数も少ないとのことであり（平成 16 年 12 月 25 日、日本経済新聞）、保護者が共稼ぎか専業主婦世帯かを問わず入所させることによりすべての子育て家庭への支援を充実させるとともに、少子化に歯止めをかけ、高松市の将来の活性化を図るべきである。それによる入所児童の増加への対応や受益者負担としての保育料の検討等の課題もあるが、今後を背負う世代の確保のためには、国と自治体が真剣に実効性ある少子化対策を行う時期に来ているものと考ええる。

(2) 保育料チェック・システムについて

保育料の算定は、保護者の所得税又は市民税に基づき行われるため、高松市では保護者から源泉徴収票や確定申告書（写）を入手している。そして、それらを元に手作業により計算した保育料算定上の所得税（住宅取得控除及び定率減税前の所得税）と、市民税課データを系統的に加工して計算された保育料算定上の所得税とをコンピュータでマッチングして、保育料算定の妥当性を検討している。

しかし、このマッチングは、手作業により計算した保育料算定上の所得税のある保護者のみを対象にしており、所得税がなく市民税のみ納付している保護者（サンプル・テスト件数 40 件のうち 12 件）は対象になっていない。保育料算定の妥当性を網羅的にチェックするためには、それらもマッチングの対象に含める必要がある。

また、平成 15 年度について実施したマッチングでは、838 件のエラーが発見されたが、それらを高松市で精査したところ実際のエラーは 151 件であり、保育料の追徴又は還付を行っている。当初のエラーが膨大に発生した原因は、システム上の問題と考えられるが、エラーの原因調査に相当な負担が生じており、また、

今後マッチング対象を拡げて網羅的にチェックすべきであることから、システム改善を併せて検討する必要がある。

(3) 保育料の滞納管理について

保育料の収入未済額（滞納額）は、以下のとおりである。

（単位：千円）

年 度	収入未済額			
	総 額	うち過年度分	うち現年度分	うち不納欠損額
H10年度	1,732	1,089	643	429
H11年度	2,166	565	1,601	
H12年度	2,800	1,945	855	252
H13年度	2,907	2,390	517	153
H14年度	3,377	2,476	901	
H15年度	13,748	3,210	10,538	196

（注）上表は、高松市が作成した資料に基づき作成した。

収入未済額（滞納額）は、平成 15 年度に著増しているが、これは、保育料の徴収を保育現場への現金持参から口座振替に移行したことにより、徴収事務が保育現場から離れたことも一因と考えられる。

高松市では、保育料滞納者に電話又は訪問調査で支払を督促しており、また、各保育所に対しては、それぞれの収入未済額（滞納額）を毎月文書で通知し、徴収への協力を要請するとともに、保育料納付指導書を徴して改善に努めているが、今後、収入未済額（滞納額）の増加が懸念されることから、保育現場と連携し、滞納管理をさらに強化する必要がある。

(4) 地域組織活動費補助金に関する実績報告について

高松市では、保育所の保護者で組織する母親クラブ等が 11 団体あり、高松市より地域組織活動費補助金として平成 15 年度にそれぞれ 189 千円の交付を受けている。

この地域組織活動費補助金は、「高松市地域組織活動費補助金交付要綱」に基づき、地域組織の活動の促進を図り、もって家庭児童の健全な育成と児童福祉の向上に寄与することを目的に交付されるものである。当該要綱では、交付申請時に

「事業計画および予定収支計算書」を提出させ、また、年度終了後に実績報告として「事業実績および収支決算額報告書」を徴しているが、11 団体のうち、3 団体のそれらの書類について、計画と実績が参加人員、収支金額、収支内訳（雑費等までも）が全く同一内容であった。このことは、実績報告の内容について、その正確性が問われるものであり、補助金が本来の目的に使用されたかの確認が不十分といえる。書類が形式的に揃っていることよりも、その内容を補助金交付目的に照らして十分吟味することが重要である。

(5) 他自治体への委託保育について

高松市の児童 1 名を保護者の申込みにより、近隣の他自治体の保育所に入所委託しているが、高松市は当該児童 1 名のために年間委託料 1,727 千円という多額の負担を行っている。当該他自治体委託は、地理的な理由によるものであり、金額は国の定めた保育単価 527 千円に基本委託料 1,200 千円（100 千円/月）を加えたものとなっている。

地理的な関係で近隣自治体に入所委託することはやむを得ないとしても、国の定めた保育単価 527 千円（3 歳児年間）の 3 倍以上の負担をすることは不合理である。委託先の近隣自治体と協議し、適正な委託料に変更することを検討すべきである。

(6) 延長保育に係る収支決算書について

延長保育に係る補助事業等実績報告書に添付される収支決算書の支出内容は、それぞれの保育所で費目や時間当たり単価に相当な乖離が見られる。私立保育所の事務能力から判断して、通常保育と延長保育に区分して原価計算を実施することは困難で、収支がゼロとなるように支出を概数で計上しているものと考えられるため、現状の収支決算書は実態を表していないと思われる。したがって、延長保育に係わる実績報告及び評価は、収支計算書でなく延長保育時間の正確な報告と保育の質で判断すべきである。

下表は私立保育所のうち、5 施設の収支計算書の記載状況である。

・ 収 支 決 算 書

(単位: 千円)

摘 要	A保育所	B保育所	C保育所	D保育所	E保育所
収 入					
延長保育促進事業補助金	4,492	4,942	6,040	5,914	5,704
長時間延長保育促進基盤整備事業補助金	8,239	7,431	0	0	0
延長保育支援事業補助金	360	360	180	180	180
補助金合計	13,090	12,733	6,220	6,094	5,884
延長保育利用料	6,567	2,711	1,067	849	959
その他収入(保育所繰入金)	0	0	1,355	0	529
収入合計	19,658	15,444	8,642	6,942	7,371
支 出					
人件費	16,010	13,457	8,226	6,600	5,475
旅費交通費	639	1,265	0	0	0
給食費	1,352	0	0	100	959
水道光熱費	775	101	0	54	523
その他支出	882	622	415	188	415
支出合計	19,658	15,444	8,642	6,942	7,371
収支差額	0	0	0	0	0

(注) 上表は、「平成15年度補助事業等実績報告書」に基づき作成した。

(7) 延長保育の時間当たり補助率について

高松市内の認可私立保育所24施設のうち、任意で5施設の補助事業等実績報告書进行分析した結果、下表のとおり長時間延長保育促進基盤整備事業補助金(うち2施設が対象)などの補助金を含む延長保育に関する時間当たり補助率(時間単価)は、最高が53,487円/h、最低が13,064円/hと4倍以上の開きがあった。延長保育時間の少ない保育所の補助率(時間単価)が高く、その時間の多い保育所の補助率(時間単価)が低い傾向にある。確かに、延長保育時間の少ない保育所については、延長保育を実施するために一定の固定的費用が生ずるため、補助率(時間単価)がある程度高くなることはやむを得ないが、4倍の格差は極端であり、延長保育を積極的に実施し、子育てしながら働く保護者を積極的に支援している保育所にとって不公平であるといえる。したがって、当該補助事業は主として国の制度であり、国全体で検討すべきものであるが、高松市としても公平性の

ある補助制度の検討を国に働きかけることが望まれる。

・ 延長保育時間当たり 単価

摘 要	A保育所	B保育所	C保育所	D保育所	E保育所
	時間	時間	時間	時間	時間
延べ延長保育時間	1,002	732	129	114	110
収 入 単 価	円	円	円	円	円
延長保育促進事業補助金	4,483	6,751	46,819	51,874	51,851
長時間延長保育促進基盤整備事業補助金	8,222	10,152	0	0	0
延長保育支援事業補助金	359	492	1,395	1,579	1,636
補助金単価合計	13,064	17,395	48,214	53,453	53,487
延長保育利用料	6,554	3,704	8,268	7,443	8,716
その他収入(保育所繰入金)	0	0	10,506	0	4,808
収入単価合計	19,618	21,099	66,989	60,896	67,011
支 出 単 価	円	円	円	円	円
人件費	15,978	18,384	63,769	57,895	49,773
旅費交通費	638	1,728	0	0	0
給食費	1,349	0	0	877	8,716
水道光熱費	773	138	0	474	4,750
その他	880	850	3,220	1,650	3,772
支出単価合計	19,618	21,099	66,989	60,896	67,011
収支差額	0	0	0	0	0

(8) 延長保育降所時間記録表の記載方法について

高松市では、延長保育等事業費補助金の基礎となる延長保育の実績を把握するため、各保育所から保護者が児童を引き取った時間を保護者自らが記載、捺印した延長保育降所時間記録表の写しを入手している。なお、当該記録表の欄外には、記載の客観性を確保するため、保護者自らが記載、捺印する旨記載されている。

そこで、高松市が入手した延長保育降所時間記録表(写)を閲覧したところ、記載された時間の筆跡がすべて同一であり、保護者が関与したかが疑問なケースもあった。延長保育降所時間記録表は、補助金の基礎になるものであり、その客観性を保つために、保護者が記載し、捺印することを徹底すべきである。

(9) 公立保育所の今後のあり方について

高松市では、平成 15 年度において公立保育所 29 施設(休止の 2 施設を除く。)、認可私立保育所 24 施設(平成 16 年度は、1 施設が増え 25 施設になっている。)の計 53 施設の保育所がある。

これらの保育所について、保育コストを試算した結果、以下のことが判明した。

公立・私立保育所の保育コスト比較

公立保育所の保育コストは、私立保育所のそれよりも約 17%ほど高い。

規模別保育コスト比較

小規模保育所の保育コストは、大規模保育所のその約 2 倍である。

公立・私立保育所の保育コスト比較について

高松市内の公立・私立保育所について保育コストを試算した結果は、以下のとおりである。なお、保育コストの算定に当たっては、資金収支ベースの収入及び経費を基礎にしており、減価償却費及び退職給与引当金は考慮してしない。

・ 公立・私立保育所の保育コスト比較(平成15年度)

摘 要	公立保育所	私立保育所(注2)	比 較
	カ所	カ所	
施 設 数	29	19	-
	人	人	
保育単価3歳児換算 児童数 (注1)	4,692	4,090	-
保育所費(年間)	千円	千円	
人件費	2,609,343	1,832,694	-
その他経費	3,020,296	2,348,630	-
合計	5,629,639	4,181,324	-
児童一人当たり年間保育コスト	千円	千円	千円
人 件 費	556	448	108
その他 経費	644	574	69
合計	1,200	1,022	178

(注) 1. 児童数は、平成15年4月1日現在のものであり、保育単価3歳児換算数によっている。これは、コストの主要部分である保育士の数が、国の基準で、乳児が概ね児童3人つき1人以上、満4歳以上が30人につき1人以上と、年齢によりコスト負担額が大きく相違するためである。

2. 私立保育所のデータは、認可私立保育所24施設のうち、高松市が決算書を入手している19施設について分析した。

なお、国の基準による年間保育単価（児童数91～120人規模の保育所）は、以下のとおりであり、高松市では、公立、私立ともに国の基準（平均908千円）以上の費用をかけている。

・ 保育単価(年間)

年齢区分	保育単価
	千円
乳 児	1,903
1 歳児	1,100
2 歳児	1,100
3 歳児	501
4 歳児	421
5 歳児	421
平 均	908

上記のとおり、公立保育所の保育コストは、私立保育所に比較して、約17%ほど高くなっているが、その主な原因は人件費が私立保育所に比して24%ほど

高いためである。平成10年版の厚生白書では、東京都下14市及び大阪府下12市における公立保育所の保育単価は、私立の約2倍とされているが、高松市では1.17倍と格差は少ない。これは、諸経費の削減努力もあるが、主として保育コストのほぼ半分を占める人件費について、人員配置を正規職員から人件費単価の低い嘱託職員や臨時的任用職員にシフトさせたことが主因であるといえる。

・ 職員1人当たり人件費比較

(単位: 千円)

摘 要	正規職員	嘱託職員 (注3)	臨時的 任用職員	総 計
報酬		487,716		487,716
給料	1,194,346			1,194,346
職員手当等	529,777			529,777
共済費	238,563	(注2) 57,334		295,897
賃金			101,610	101,610
うち退職金	112,512			112,512
経常的人件費合計	1,850,174	545,050	101,610	2,496,834
	人	人	人	
人員数(注1)	298	208	278	-
1人当たり(経常的)人件費	6,209	2,620	366	-

(注) 1. 正職員数及び嘱託職員数は平成15年4月1日現在のものであるが、臨時的任用職員数については平成15年10月分の支給人員数である。

2. 嘱託職員の共済費は、平成15年10月分実績を基礎に見積った概算額である。

3. 嘱託職員は、主として1日6時間勤務の職員である。

以上のとおり、高松市の公立保育所は、人件費が正規職員の半分以下である嘱託職員を増員することによって歳出削減を図っている。その結果、正規職員比率(臨時的任用職員を除く。)は58.9%となっているが、これは四国内の主要自治体(松山市、徳島市、高知市)の平均正規職員比率53.7%とほぼ同率である。しかし、保育の質という観点からは、正規職員比率をさらに引き下げコスト削減することは、もはや困難であろう。

今後、少子化対策として保育所事業の重要性が高まっており、歳出も増加す

ることが見込まれている。したがって、児童の最善の利益の確保を念頭に置きつつ、保育の質に配慮した上で、保育コストが低く、かつ、延長保育、長時間保育、休日保育、一時保育など多様化した保育ニーズにより弾力的に対応できる私立保育所に重点を移すことを検討すべきである。また、平成16年に開設された今里保育所のような民設民営化（注）や公設民営化など、民間を活用した方法を積極的に検討すべきである。

（注）自治体が保育所用地を民間事業者に貸付け、その民間事業者が保育所施設を整備し、運営する方式である。

規模別保育コスト比較について

高松市内の公立保育所について、児童数規模別に保育コストを試算した結果は、以下のとおりである。

・ 規模別保育コスト比較（平成15年度）

区分	保育所名	児童数(注1)	コスト 試算額 (注2)	児童一人当たり 年間保育コスト
小規模 保育所	A 保育所	39人	51,804千円	1,328千円
	B 保育所	48	84,029	1,751
	C 保育所	39	67,304	1,726
	D 保育所	20	33,720	1,686
	E 保育所	19	33,584	1,768
大規模 保育所	F 保育所	209	193,757	927
	G 保育所	185	174,993	946

（注）1. 児童数は、平成15年4月1日現在のものである。

2. コスト 試算額は、高松市の公立保育所費の総額を、合理的な基準（児童数、職員数）に基づき費目別に各保育所に配分して計算したものである。なお、コストには減価償却費を含めていないが、減価償却費を考慮した場合は、小規模保育所でも規模に関係なく一定の固定的な設備が必要なことから、さらに格差は大きくなると考えられる。

児童数50人以下の小規模保育所の保育コストは、児童数200人規模の大規模保育所の約2倍であり、非常に効率の悪い施設になっている。（前記の国の基準による年間保育単価908千円から判断しても、同様のことが言える。）確かに、保育所事業は公益性が高く、経済性や効率性だけで判断することはできないが、保育の質を十分確保した上で経済性や効率性を求めることは、財政的な面から

も、公平性の面からも必要である。

したがって、公立保育所のうち、コスト高になっている小規模施設については、地理的な面や地域環境に配慮した上で、統廃合を検討すべきである。なお、地理的な面では、保護者による児童の送迎は、車社会を反映して自家用車によるものが増えており、以前に比べて負担は少ないと考えられる。また、どうしても送迎に支障をきたす場合は、子育てタクシーの活用も検討に値する。

2. 幼稚園事業

(1) 市立幼稚園の収支状況の推移

(単位：千円)

摘 要	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度
幼稚園費					
人件費	675,905	677,556	694,044	700,588	670,994
(歳出に占める割合)	(87%)	(86%)	(89%)	(91%)	(91%)
諸経費	98,071	106,013	82,516	68,910	67,517
(歳出に占める割合)	(13%)	(14%)	(11%)	(9%)	(9%)
幼稚園費合計	773,976	783,569	776,560	769,498	738,511
財源内訳					
特定財源					
県支出金	24		2,150	6,127	9,186
分担金及び負担金	343	355	366	376	392
使用料	107,533	110,341	115,436	121,425	125,655
特定財源合計	107,900	110,696	117,952	127,928	135,233
一般財源	666,076	672,873	658,608	641,571	603,278
(一般財源の負担比率)	(86%)	(86%)	(85%)	(83%)	(82%)
財源合計	773,976	783,569	776,560	769,498	738,511
月額授業料(保育料)(円)	5,700	5,700	5,700	5,900	5,900
学級数	68	68	70	70	70
市立幼稚園園児数(人)	1,702	1,761	1,818	1,865	1,940
園児一人当たり年間コスト(円)	391,349	382,097	362,271	344,006	310,968

(注) 上表は、「歳入歳出決算事項別明細書」に基づき作成した。

近年、園児数は増加しているものの、緊縮財政により市立幼稚園の運営コストは削減傾向にある。給与水準の高い教諭・用務員の新規採用を控えるとともに、不足する人員を給与水準の低い講師で補充しており、運営コストで大きな割合を占めている人件費の伸びを抑えている。また、幼稚園の施設等に対する投資を控

え，諸経費の削減を行っている。

授業料は，高松市では国立幼稚園の前年度授業料と同額としており，平成 14 年度に引き上げが行われている。運営コストの削減と授業料の引き上げが行われた結果，一般財源の負担比率は減少している。

(2) 市立幼稚園と私立幼稚園の収支比較

平成 15 年度における市立幼稚園と高松市内の私立幼稚園の 1 園当たりの収支額を比較し，市立幼稚園の運営状況を検討する。市立幼稚園の 1 園当たりの収支額は，上記幼稚園費の平均値を用い，高松市内の私立幼稚園の 1 園当たりの収支額は，香川県よりデータを入手した。市立幼稚園と私立幼稚園の決算では収支科目が異なるため，これを適宜集約して表示した。

摘 要	市立幼稚園		私立幼稚園	
	平均値	構成割合	平均値	構成割合
収 入	千円		千円	
授業料(保育料)収入	6,981	93%	47,621	47%
補助金・負担金収入	532	7%	29,213	29%
その他収入			25,500	25%
収入合計	7,513	100%	102,333	100%
支 出				
教職員等の人件費支出	37,214	91%	53,970	49%
その他人件費	64	0%	6,916	6%
設備・備品等への支出	610	1%	16,326	15%
その他支出	3,141	8%	31,912	29%
支出合計	41,028	100%	109,124	100%
収 支 差 額	33,515		6,791	
園児数	108 人		177 人	
教職員等数	6.4 人		18.0 人	
園児一人当たり月額授業料	5,386 円		22,420 円	
園児一人当たり補助金等	4,927 円		165,044 円	
園児一人当たり設備等支出	5,647 円		92,238 円	
園児一人当たり収支差額	310,328 円		38,367 円	
教職員等一人当たり人件費	5,814,630 円		2,998,327 円	
教職員等一人当たり園児数	17 人		10 人	
授業料/支出合計	17 %		44 %	

私立幼稚園の収入は保育料（授業料）のほか，県からの補助金及びその他収入からなっている。県からの補助金は公的負担部分であり，市立幼稚園の公的負担部分である収支差額と同じ性質のものと考えられる。その他収入は，事業収入（スクールバス送迎代等），雑収入等であり，市立幼稚園では発生しない。

公的負担の面から市立幼稚園と私立幼稚園の運営の効率性を比較するには、園児一人当たり補助金等及び園児一人当たり収支差額（収支赤字）の合計額を比較することが適切である。また、私立幼稚園に就園する児童の保護者へは私立幼稚園就園奨励費等の補助金が保護者に支給されており、平成 15 年度の園児一人当たりの補助金支給額 61,173 円（国及び市の負担合計額）を加味する必要がある。

・年間公的負担額 (単位：円)

摘 要	市立幼稚園	私立幼稚園
園児一人当たり補助金等	4,927	165,044
園児一人当たり収支差額	310,328	38,367
園児一人当たり私立幼稚園就園奨励費等		61,173
年間公的負担額	315,255	264,584

この結果、私立幼稚園の年間公的負担額は 264,584 円となり、市立幼稚園は私立幼稚園に比べて効率性が 1.2 倍低いこととなる。ただし、高松市では、近年、市立幼稚園への設備投資をほとんど行っておらず、幼稚園設備の質を維持するための必要経費である設備・備品等への支出の差 86,591 円（園児一人当たり設備等支出の差）及び私立幼稚園特有のサービス（送迎バス、延長保育、給食等）を考慮した場合、効率性の格差はさらに大きくなると考えられる。

この原因としては、以下のものが考えられる。

保護者の授業料（保育料）の負担水準

私立幼稚園の保育料（授業料）は、市立幼稚園の 4.1 倍であり、支出合計に占める保育料（授業料）の負担割合は 2.5 倍となり、保護者の負担割合は高いものとなっている。高松市の平成 15 年度の市立幼稚園の授業料は月額 5,900 円であり、入園金はない。高松市と人口が同規模の中核市について、平成 15 年度の市立幼稚園の授業料等を調査した結果は、以下のとおりである。

・ 他の中核市との授業料等比較 (単位: 円)

中核市	授業料	入園金
旭川市	私立のみ	-
郡山市	5,500	無し
いわき市	4,700	2,000
富山市	8,000	無し
長野市	私立のみ	-
豊橋市	私立のみ	-
豊田市	3歳 11,600	無し
	4～5歳 9,200	
高知市	私立のみ	-
宮崎市	5,900	11,000

(注) 上表は、高松市監査事務局による調査結果に基づき作成した。

市立幼稚園を設けていない中核市も相当数あったが、他の中核市と比較した場合、高松市の市立幼稚園の授業料等は低い方に属する。

教職員等の人件費の水準

市立幼稚園の教職員等の一人当たり人件費は、私立幼稚園の1.9倍の水準であり、かなりの格差がある。市立幼稚園の人件費は、その給与体系から園長・教諭又は嘱託園長・講師に分けられ、園長・教諭の一人当たり人件費は6,771千円、嘱託園長・講師の一人当たり人件費は3,243千円となっており、香川県の公立学校職員の給与に関する条例が適用されている園長・教諭の人件費が高くなっている。園長・教諭と嘱託園長・講師の配置は、幼稚園設置基準第5条で定められており、園長を除き各幼稚園の学級数の3分の2以上を教諭とする制限がある。教諭も講師もともに教員免許を有しているが、市の歳出削減のために教諭としての採用を増加させることができず、人件費の低い講師として採用せざるを得ない事情があり、近年は講師の採用が増加している。平成15年度の学級数から算定した教諭の最低必要人員は48名であり、同年度の教諭数52名は最低必要人員に近いものである。しかし、教諭と講師の業務内容及び業務負担はほぼ同じであり、費用対効果の面からは教諭と講師の間には格差が生じている。

(3) 市立幼稚園の園別収支の状況

平成 15 年度の市立幼稚園の園別収支の算定結果は、以下のとおりである。

(単位：千円)

摘 要	木太	木太北部	春日	檀浦	前田	川添
収 入						
使用料	15,695	14,038	5,704	5,495	3,343	9,594
県支出金	1,016	1,016	1,016		1,016	1,016
収入計	16,711	15,053	6,719	5,495	4,359	10,609
支 出						
人件費	63,432	56,473	32,607	30,995	30,325	53,067
諸経費	8,348	7,305	3,061	3,131	1,878	5,044
支出計	71,781	63,777	35,668	34,125	32,203	58,111
収支差額	55,070	48,724	28,949	28,630	27,844	47,501
在籍数(人)	240	210	88	90	54	146
園児一人当たり収支差額	229	232	329	318	516	325
学級数	7	6	3	3	3	6
学級当たり平均在籍数	34	35	29	30	18	24

摘 要	林	三溪	香西	一宮	多肥	川岡
収 入						
使用料	7,496	5,918	11,050	7,801	6,569	2,696
県支出金	1,016					
収入計	8,512	5,918	11,050	7,801	6,569	2,696
支 出						
人件費	37,955	29,846	51,205	38,839	27,323	27,557
諸経費	4,348	3,131	5,809	4,313	3,618	1,391
支出計	42,303	32,977	57,014	43,152	30,941	28,948
収支差額	33,791	27,059	45,964	35,351	24,372	26,252
在籍数(人)	125	90	166	124	104	40
園児一人当たり収支差額	270	301	277	285	234	656
学級数	4	3	6	5	3	3
学級当たり平均在籍数	31	30	28	25	35	13

摘 要	円座	檀紙	弦打	鬼無	下笠居	山田
収 入						
使用料	6,841	4,076	5,862	3,263	3,040	7,111
県支出金	1,016		1,016		1,016	
収入計	7,857	4,076	6,878	3,263	4,055	7,111
支 出						
人件費	24,822	35,603	37,699	23,904	33,418	36,050
諸経費	3,548	2,226	3,235	1,774	1,704	3,652
支出計	28,370	37,829	40,934	25,678	35,122	39,702
収支差額	20,513	33,753	34,057	22,415	31,067	32,591
在籍数(人)	102	64	92	51	49	105
園児一人当たり収支差額	201	527	370	440	634	310
学級数	3	3	3	3	3	3
学級当たり平均在籍数	34	21	31	17	16	35

(注) 上表は、教育部総務課及び学校教育課の作成資料に基づき作成した。

上記の分析の結果、学級当たり平均在籍数が 20 名を下回るいくつかの幼稚園に

については、園児一人当たり収支差額（高松市負担額）が大きくなっている。学級当たり平均在籍数が少なくなると、効率性が悪化する傾向がある。

(4) 市立幼稚園の今後のあり方について

高松市では平成 15 年 10 月に「高松市立幼稚園あり方検討委員会」を設置し、幼稚園と保育所のさまざまな交流のあり方、公・民の役割分担の観点からとらえた運営のあり方、私立幼稚園に対するかかわり方及び連携のあり方、その他幼稚園のあり方に係る必要な事項を、検討課題とした協議を開始しているが、その具体的な施策の策定までには至っていない。

上記の分析により市立幼稚園は、私立幼稚園に比べて低い授業料としているにもかかわらず、その運営を高い人件費で行っている。市立幼稚園と私立幼稚園について、人件費の水準と保育の質との関連性を明らかにすることは困難であるが、市立幼稚園を少子化対策の一環としてみた場合、さらなる改善も必要である。現行の市立幼稚園の運営を維持するのであれば、運営コストを削減するとともに、その原資により他の少子化対策の充実を図ることが必要であり、そのためには市立幼稚園の統合が考えられる。また、少子化対策としての市立幼稚園の機能を強化するのであれば、私立幼稚園と同等のサービスを提供することが必要であり、そのためには民営化又は運営委託が考えられる。

市立幼稚園の統合

市立幼稚園の園別収支を見た場合、学級当たり平均在籍数が 20 名を下回る幼稚園の収支状況が悪くなっている。これらの幼稚園については、近隣の市立幼稚園との統合により、運営コストの削減が可能と考えられる。園児数の減少により運営効率が悪くなっている市立幼稚園について、近隣の市立幼稚園までの距離及びその児童数・定員数を検討した結果、4 園程度の統合は可能と考えられる。必要であれば通園のための送迎バスサービスを行うことも考えなければならないが、これらの統合を行った場合、上記の園別収支に基づけば、統合により減少する幼稚園の支出額約 1 億 30 百万円の運営コスト削減が可能と考えられる。また、統合により休園することとなる幼稚園については、近隣の保育所

での待機児童の有無を調査し、保育所への転用も検討すべきである。

市立幼稚園の民営化又は運営委託

現在の市立幼稚園は延長保育等のサービスが行われておらず、共働き家庭の園児が通園することは困難である。延長保育等のサービスには弾力的な勤務体制を要するため、幼稚園の運営を民営化することが有効である。すべての市立幼稚園の施設を私立幼稚園へ売却することは現実的に困難と考えられるため、市立幼稚園の用地、建物、備品等は市の所有のまま、これらを民間の法人へ無償で貸与するとともに、幼稚園の運営を民間法人に委託する公設民営化が望ましいと考えられる。

民営化により延長保育等のサービスを実施した場合、現行の市立幼稚園の利用者負担を維持することは不可能であり、利用者負担の増額が必要である。しかし、市立幼稚園は低所得の家庭を対象とした施設ではなく、また、現在の市立幼稚園の立地では市中心部に居住する市民が市立幼稚園のサービスを楽しむことができないという不公平感を考えた場合、本来は授業料（保育料）を同水準とし、低所得者には所得水準に応じて個別に補助金を支給することが公平と考えられる。また、保育所が不足している状況を踏まえると、少子化対策のための有効な施策ともなると考えられる。

3. 介護保険事業

(1) 介護サービス事業者への指導・監査体制について

介護サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的とし、介護保険法において香川県又は高松市には、介護サービス事業者に対して介護給付サービスの内容及び介護給付に係る費用に関する指導・監査の権限が与えられている。平成 15 年度における監査権限は、以下のとおりである。

指定居宅サービス事業者

介護保険法第 24, 76, 83 条により、香川県が指導・監査権限（短期入所生活介護を除く。）を有する。

指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

介護保険法第 24，90 条により，香川県が指導・監査権限を有する。しかし，従来，老人福祉法に基づく施設整備に関する監査権限が高松市に与えられていたため，県及び市の監査の重複を避けるため，地方自治法第 252 条の 17 の 2 に基づき平成 16 年度から高松市へ介護保険法に基づく監査権限(短期入所生活介護を含む。) が移譲されている。

介護老人保健施設

介護保険法第 24，100 条により，高松市が指導・監査権限を有する。

指定介護療養型医療施設

介護保険法第 24，112 条により，香川県が指導・監査権限を有する。

事業者への指導・監査権限は，事業者の指定権限を有する香川県が主に有しており，高松市に所在する事業者への定期的な実地指導は香川県東讃保健福祉事務所が行っている。ただし，介護保険法第 23 条で，市町村は介護サービス事業者に対し文書等の提出を求めることができると定められていることから，高松市では香川県と協力して高松市内の指定居宅サービス事業者へ出向き，実地指導等を行っている。また，事業者の不正請求を防止するために，年 3 回，被保険者が利用した介護サービスの明細を記載した「介護給付費通知」を利用者へ送付している。

高松市のこの実地指導等は，平成 15 年度から開始しており，中心的な介護サービスである訪問介護及び居宅介護支援から着手している。平成 15 年度の実地指導対象事業者数は，訪問介護事業者は 28 事業者（指定業者数 81 業者），居宅介護支援事業者は 28 事業者（指定業者数 71 業者）であり，1 事業者につき市職員 3 名が半日程度で実施している。平成 15 年度の実地指導結果を閲覧したところ，実地指導のチェックリストは作成されているが，その調査項目は事業者の介護サービスの供給体制，運営事務等のサービスの質に重点が置かれており，事業者からの請求行為に係る指導は，介護サービスの加算減算項目に係る処理が中心となっている。

介護保険制度が導入されて間もなく，介護サービスの質に関する指導を中心と

していることは合理的である。しかし、介護給付費は年々増加傾向にあり、多額なものとなっている。今後は請求行為に係る調査項目の充実が必要である。

また、現在、事業者への監査権限は主に香川県が有しているが、その監査対象エリアを見た場合、その負荷が大きいと考えられる。介護保険制度は、地方分権の観点から市町村を保険者としており、今後は保険者である高松市が主体性を発揮できるように、高松市の監査権限の拡大・強化及びそれに合わせた組織体制の整備を行うことにより、機動的な指導・監査の実施が必要である。

(2) 高額介護サービス費の支給手続について

高額介護サービス費の支給手続は、現在、受給者が高松市へ申請書を提出することが必要であり、高松市での事務処理も申請書に基づく紙ベースで行われている。

高額介護サービス費の申請は毎月1,100件前後あり、これを紙ベースでの事務処理で行うことは、申請者及び高松市にとって煩雑である。老人医療の高額医療費の受給については、受給対象者及び受給額を高松市で把握できることから口座振替を利用している。介護保険の高額介護サービス費についても、これと同様に受給対象者及び受給額を高松市で把握できており、口座振替を採用することが可能である。申請者の利便性を向上し、高松市の事務コストを削減するために、口座振替を利用することが望ましく、国等の見解を確認し、実施について検討すべきである。

(3) 介護保険料の滞納について

被保険者が負担する介護保険料の収納方法は、以下に分類される。

第1号被保険者

(a) 老齢・退職年金を受給（年間受給額18万円以上）している者

年金支給額から介護保険料が控除して収納される特別徴収が適用される。

第1号被保険者の約8割が該当しており、年金支給額から予め控除されるため、滞納は生じない。

(b) 上記以外の者

高松市から介護保険料納入通知書を送付し、これにより被保険者が納付する普通徴収が適用される。第1号被保険者の約2割が該当しており、被保険者の自主納付のために滞納が生じる。

第2号被保険者

国保や社保など各医療保険者で収納した介護保険料を、全国の診療報酬・介護保険料（介護給付費交付金）の分配組織である社会保険診療報酬支払基金を通じて保険者へ配分されるため、滞納は生じない。

上記の収納方法により、第1号被保険者の普通徴収適用者に滞納が生じる。滞納した介護保険料は2年を経過したときに時効により消滅し（介護保険法第200条第1項）、不納欠損処理される。高松市の介護保険料の収入未済額（滞納額）及び不納欠損額は、以下のとおりである。

（単位：千円）

摘 要	H13年度	H14年度	H15年度
滞納繰越額	4,266	19,436	42,166
収納済額	1,310	4,184	8,705
不納欠損額		2,331	10,517
収入未済額	2,957	12,922	22,944
普通徴収の収納率	94.8%	93.4%	92.7%
滞納繰越分の収納率	30.7%	21.5%	20.6%

（注）上表は、健康福祉部介護保険課の作成資料に基づき作成した。

平成12年度から平成14年度までは国の特別対策により介護保険料が段階的に引上げられているため、その滞納額も年々増加している。滞納理由は、経済的な困窮もあるが、現在、介護サービスを受けていない健常者で介護保険料を支払う意思がないというケースもみられる。普通徴収の収納率全国平均は、平成14年度で約92%であり、高松市の収納率は全国平均と比して上位に位置するものの、近年は普通徴収の収納率が減少傾向にある。

高松市では、国民健康保険との一体的訪問徴収を行うことによって事務処理の効率化をはじめ、被保険者の利便性の観点から、従来、国民健康保険の保険料の

滞納徴収事務を行っている推進員が、介護保険料の滞納徴収を兼務している。推進員の業務日誌を閲覧したところ、国民健康保険滞納者への訪問件数に比べ、介護保険滞納者への訪問件数は著しく少ない状態であった。これは、国民健康保険の滞納額が10億円超であり、介護保険の滞納額に比べて著しく多いため、国民健康保険の滞納を優先していることが主な原因である。

国民健康保険の滞納額、滞納件数は、介護保険よりも多いが、介護保険の滞納者への訪問が後回しになることは好ましくなく、介護保険の普通徴収及び滞納繰越分の収納率が低下していることから、滞納者への徴収活動を強化すべきである。国民健康保険の滞納徴収で人手が足りないのであれば、推進員の増員を行うべきである。

さらに、各滞納者への訪問結果、経済状態、保険料支払の意思の有無等に関する交渉経過を取りまとめる交渉日誌が作成されていない。各滞納者の交渉日誌を作成し、推進員の交渉状況を把握するとともに、高松市でこれを定期的にチェックすることにより、推進員の徴収活動の指導及び管理を徹底することが必要である。

(4) 介護保険の苦情処理業務について

高松市では、介護サービス利用者の悩み等を解決し、また、介護サービス事業者が適切な介護サービスの提供を維持するための方策のひとつとして、介護相談員を設け、利用者からの苦情・相談受付を行っている。

平成15年度の介護保険の苦情・相談関係資料を閲覧したところ、16件の苦情・相談があった。苦情の申し出に対する初期対応は、関係資料に記録され適切に行われているが、その後の対応及び最終的な処理結果の記載が行われておらず、現在も対応中であるのか、解決したものなのかが明確になっていないものがある。

市民からの苦情・相談は、介護サービスの現場からの貴重な情報であり、市がこれへの責任を全うしたか否かを明らかにすることは、非常に重要である。また、苦情・相談に対する記録を適切に作成することで、苦情・相談に関する経験が蓄積され、今後の担当者の迅速な対応も可能となる。このため、苦情・相談に関する

る関係資料について、現在の状況及び最終的な処理結果を明確に記載することが必要である。

4. 軽費老人ホーム事務費補助事業

(1) 軽費老人ホーム事務費補助金に関する指導監査について

各施設の入所人数に関して、高松市は毎月施設より徴する「軽費老人ホーム(ケアハウス)入所者一覧表」と年1回施設を通して入所者より徴する「収入申告書」によりチェックしている。

しかし、各施設の入所人数は、補助金算定の基礎となるものであり、毎年1回高松市が実施する指導監査時に、各施設の入所人数を厳しくチェックする必要がある。

また、補助金の対象となる事務費については、対象とならない事業費との区分方法を含めて、決算書類の実質的なチェック(監査)が必要である。現在、高松市では年に1回、各施設に出向き、施設指導監査等を実施しているが、各施設の決算書類のチェックは様式等の形式チェックが中心であり、内容的なチェックは十分にできていないのが実情である。したがって、今後の高齢化進行に伴う施設の増加と、決算書類の複雑さを考えると、外部の専門家を活用することも効果的である。